

# 介護・育児支援制度（常勤職員） <比較表と活用例>

（富山高等専門学校／令和3年1月現在）

## ■ 介護支援制度 比較表

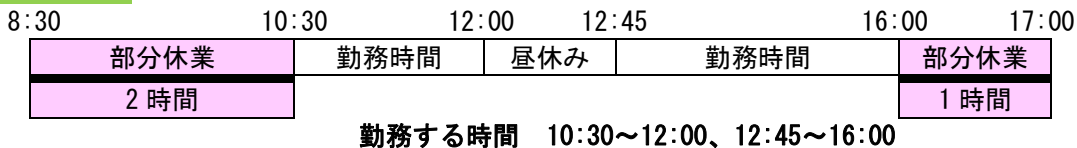
	勤務時間	勤務時間の決め方	取得できる期間	給与
介護休暇	1日・1時間単位で休暇取得可能		1年度につき5日間 <b>（2人以上の場合は10日間）</b>	有給
介護休業	—		通算して6ヶ月までの期間内	無給
介護部分休業	（1日の勤務時間）—（30分単位で取得した部分休業時間） <b>（ただし取得は1日4時間まで）</b>	所定労働時間の始め又は終り <b>（適用期間は1日単位）</b>	必要とする期間	休業時間数に応じて減額
介護短時間労働	28時間45分／週、 4時間45分／日を 下回らない範囲で希望する時間帯	所定労働時間の中で希望の時間 <b>（適用期間は1月以上6月以下）</b>		短縮された労働時間数に応じて減額
介護のための早出遅出労働	変更なし （7時間45分）	始業と終業の時刻を変更	制限なし	変更なし

## ■ 育児支援制度 比較表

	勤務時間	勤務時間の決め方	取得できる期間	給与
看護休暇	1日・1時間単位で休暇取得可能		子が12歳に達した以後の最初の3月31日に達するまで <b>（1年度につき5日間×子の人数）</b>	有給
育児休業	—		子が3歳に達するまで	無給
育児部分休業	（1日の勤務時間）—（30分単位で取得した部分休業時間） <b>（ただし取得は1日4時間まで）</b>	所定労働時間の始め又は終り <b>（適用期間は1日単位）</b>	子が小学校就学の始期に達するまで	休業時間数に応じて減額
育児短時間労働	28時間45分／週、 4時間45分／日を 下回らない範囲で希望する時間帯	所定労働時間の中で希望の時間 <b>（適用期間は1月単位）</b>		短縮された労働時間数に応じて減額
育児のための早出遅出労働	変更なし （7時間45分）	始業と終業の時刻を変更	子が9歳に達した以後の最初の3月31日に達するまで	変更なし

## ■ （部分休業・短時間労働・早出遅出労働）活用例

### <部分休業>



### <短時間労働>



### <早出遅出労働>

